

兵庫県警にアニマルポリス・ホットライン（動物虐待事案等専用相談電話）が今月、運用を開始しました。県内の動物虐待容疑事案について、積極的な相談や通報を促すためです。また、昨年10月には埼玉県が、犬や猫を10匹以上飼育する場合、届け出制にする方針を固めました。多頭飼育による周囲への迷惑行為、環境被害および動物虐待につながる恐れのある者を把握し、適切な指導を行うためです。

多くの動物を飼うことによる近隣トラブルなどは全国各地で問題となることがありますが、自治体による多頭飼育の管理は全国でも初の試みで

あんしんペットライフ

37

ネグレクトという動物虐待

す。

1匹よりも複数で飼う方が動物同士の関係もでき、楽しいものですが、世話が十分できないほどの数だと動物も家族も不幸になります。特に、適切な環境（スペース、食事、衛生、医療など）を整えられずに動物を増やしてしまう病的な飼い主「アニマルホーダー」が諸外国でも問題となっています。保護動物を迎えたり、自宅で繁殖させたりするケースがありますが、いずれも飼い主の精神状態には何らかの問題があると考えられています。

動物虐待には暴力など直接危害を加える行為のほか、適切な食事や水を与えない、健康管理を行わないなどの「ネグレクト」も含まれます。身近で頻繁に起きているのがネグレクトです。

動物を迎える際には、一生適切な世話ができるのか十分検討するのは当然です。もし、身近で動物虐待の可能性があったら早急に行政や警察に相談し、動物と人間のより良い共生社会を目指したいですね。

（アニコム損保
獣医師 井上舞）